

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

橋本市では、市民と行政の協働で元気なまちを創る旗印として、平成31年4月に「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を施行した。住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで地域全体で支え合いながら安心、安全な生活を送れる、「地域共生社会」を目指していく。

1 はじめに

この「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」通称「はぐくむ条例」は、これからの本市のまちづくりを進める上での旗印として、市民と市（行政と議会）が力を合わせて元気なまちを創るという決意を表明したものです。将来にわたり持続可能な地域社会に向けた理念や原則、取組を規定することにより、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支え合いながら安全で安心な生活を送れる、いわゆる「地域共生社会」を目指すものです。

2 基本条例制定の背景

橋本市はこれまでも、区・自治会をはじめ、様々なボランティアグループやNPO法人等と連携し、市民と行政の協働を進めてきました。平成20年3月には「橋本市協働の基本指針」を策定し、市民と行政の協働の在り方やこれからの協働を推進するための方向性を示しています。しかし、それ以降、人口減少や少子高齢化がますます進展し、行政主導によるサービスの提供が困難となることが現実味を帯びてきたこと等により、市民の自主的なまちづくりを支援し、市民の力を活かした協働のまちづくりをこれまで以上に進める必要性が増してきました。「はぐくむ条例」は、当初「自治基本条例」として平成24年に構想

を持っていました。市民と行政双方の協働に対する意識の醸成度との関係もあり、結果として平成29年度から策定を開始しました。

3 はぐくむ条例制定の経緯（市民主導による条例素案の策定）

はぐくむ条例の素案の策定は、学識経験者や各種団体構成員だけでなく、公募による市民委員も含めた20名の委員からなる附属機関「橋本市自治基本条例策定委員会」（以下「策定委員会」という。）で行っていただくこととし、小委員会などを含め全28回の会議を重ねました。その中で、「自治基本条例」という硬い名前よりも、親しみやすく中身が分かるような名前にしたいという想いから、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」という名前が付きしました。「大切に守り、大きくする」「大事に守って発展させる」という意味から、「はぐくむ」という言葉が選ばれており、みなでこの条例や橋本市を、愛情を持って育みたいという想いを込めています。はぐくむ条例は、そういった協働のまちづくりのための旗印であり、「自分たちのまちを自分たちで良くしたい」という市民の皆さんの気持ちを後押しし、まちづくりを頑張ってください

橋本市総合政策部
政策企画課

ている方の応援をするための条例として平成31年4月からスタートし3年目を迎えました。

4 はぐくむ条例の特徴と内容

このはぐくむ条例には、策定委員会から引き継いだたぐくさんのこだわりが詰まっています。はぐくむ条例の名称や、まちづくりを意識して活動を行うすべての方の後押しをしたということもその内の一つです。他にも、親しみやすく、読みやすいように、条文全体を「です・ます調」で表現するといったこだわりも詰まっています。

はぐくむ条例でよく使われる「協働」とは、より良いまちを築き上げていくために、立場の異なる様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などを生かして、それぞれ違った役割の下で、一緒に考えて、一緒に力を合わせて取り組むことを言います。そのため、まちづくりを行う上での市民の皆さんの役割、市議会の役割、市長や職員の役割についても記載しています。

「役割」という表現も策定委員会のこだわりの一つです。他市の自治基本条例では「義務」や「責務」と表現されていることがありますが、皆さんの活動を後押ししたい、応援したいという考えから、皆さんの活動を縛ってしまうような表現ではなく自主性を尊重するために「役割」という言葉を使っています。

第5章に地域づくりを規定しています。なかでも第10条に市民の皆さんが自主的なまちづくりを行うために地域運営組織を設立することができると規定しました。地域運営組織は、地域課題に対し、行政だけではなく地域に関わるあらゆる人が、地域のことを「自分ごと」と捉えて、尊重し合いながら一緒に考え力を合わせて課題解決を図る場として考えています。今、橋本市と一括りに言っても、実は地域が抱えている問題は多様化しています。地域運営組織では、区や自治会だけでは対応が難しかったり、全市的な取組では解決が難しかったりするような地域ごとの課題に



条例策定に向けたタウンミーティング

ついて、地域内の多くの市民の皆さんの参画の下で、区や自治会と補い合って、より住みやすく、今よりもっと地域に愛着が湧くような取組をしたいと考えています。

ただ、これには区・自治会や、市民の皆さんと密接に関係することから、市民の皆さんと十分に議論をしながら調査検討し、「はぐくむ条例」が施行されてから、3年を超えない範囲で施行すると附則を付けました。そのため、令和元年度から「橋本市地域運営組織検討懇話会」（以下「懇話会」という。）を立ち上げ、これに併せて庁内でも検討委員会を立ち上げ、また、その一方で地域担当職員制度を活用し、市民と行政双方の視点から一括交付金の創設も含め検討を進めているところ

です。

また、第8章では、この条例の検証・見直しについて規定しています。将来にわたってはぐくむ条例の趣旨に沿ったまちづくりを進めるため、効果を検証し、必要に応じて見直しながら、みんなでこの条例を育んでいくことを決めました。そのために、検証や見直しについて検討する、「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」（以下「はぐくむ委員会」という。）を設置し、令和元年7月から会議等が始まっています。

5 はぐくむ条例に基づいた取組と今後の課題

(1) 地域運営組織と地域担当職員制度

地域運営組織設立に向け、懇話会を設置し、「本市にとってどのような運営組織が相応しいのか」「区域はどの範囲がいいのか」など基本方針の策定に当たり議論を交わしています。また、その一方で条例に先行して地域担当職員制度を設け、課長級の職員が地域担当職員として月1回の地区区長会に出席し、地域情報の収集と行政情報の提供、地域からの意見と関係部課室との調整など、地域との連携による協働のまちづくりを推進しています。今年度で5年目となり各地区区長会と地域担当職員との間に信頼関係が芽生えてきています。今後は、若手職員（課長補佐級以下）にも参画を進めていきたいと思っています。

(2) はぐくむ委員会等の運営

はぐくむ条例の施行と並行して条例の実効性の検証及び見直しをすることを目的に、はぐくむ委員会を設置しています。はぐくむ委員会は、約3割が公募委員で構成されており、自治と協働をより一層進めるため、委員の自主的な提案からアンケート調査や市内取組についての広報チラシを発行するなどの周知活動も行っています。

また、「はぐくむサポーター制度」は、条例の応援をしていただける方に市の情報を提供する制度です。いきなり協働のまちづくりに参画するにはハードルが高いと感じる方がどのような取組があるのかを知るきっかけにもなっています。これからもサポーター（応援隊）を増やすべく活動を進めていくとともに、啓発活動や協働活動支援事業にも力を注いでいきます。

6 結びに

はぐくむ条例を旗印として将来にわたり持続可能なまちづくりを深化させていくには、



委員によるイベントでの広報活動

膨大な時間と労力が必要で、幾多の困難が待ち受けています。深化の道に迷ったときは初心に戻ることが大切です。戻ったときに勇気を与えてくれる策定委員会からのメッセージの一部を紹介させていただきます、結びとします。

「すべての市民が幸せに生活できますように。『橋本市と地域再生の分岐点に本条例が存在した』と未来の子どもたちにも伝わりますように。もちろん、委員会一同はこれからも、いつでもどこでも、だれとでも本条例を「はぐくむ」あらゆる活動に寄り添い、伴奏し伴走する覚悟であることを申し添えます。」



委員会で作成した広報チラシ（左）と条例パンフレット